

地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱の一部改正

地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。(改正箇所は、下線が引かれた部分である。)

改正前				改正後			
第1～第10 (略)				第1～第10 (略)			
別表				<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。</u></p>			
事業の区分		補助の対象		事業の区分		補助の対象	
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	補助額	事業の区分	補助対象経費	補助基準額	補助額
計画策定	(略)	(略)	(略)	計画策定	(略)	(略)	(略)
施設整備	地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な病床の改修に要する工事費又は工事請負費(ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。)	1 病棟当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>245,600円</u> ×病床数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、病床数は60床を限度とする。)	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に	施設整備	地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な病床の改修に要する工事費又は工事請負費(ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。)	1 病棟当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>250,000円</u> ×病床数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、病床数は60床を限度とする。)	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に
	地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費(ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。)	1 医療機関当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>220,000円</u> ×病床数×1床当たり基準面積25㎡ (ただし、病床数は120床(地方公共団体等及び公的団体は240床)を限度とする。)	1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内		地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費(ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。)	1 医療機関当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>224,000円</u> ×病床数×1床当たり基準面積25㎡ (ただし、病床数は120床(地方公共団体等及び公的団体は240床)を限度とする。)	1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
設備整備	(略)	(略)	(略)	設備整備	(略)	(略)	(略)
様式第1号～様式第10号 (略)				様式第1号～様式第10号 (略)			